

新北市立聯合醫院



自費による COVID-19 検査申請書

申請者氏名：_____ パスポートの英語名：_____ (必須)

パスポート番号：_____ (必須)

身分証明書番号/在留カード番号：_____ (どちらかを記入してください)

申請者の生年月日：____年____月____日

申請理由 (補足書類を添付してください)：

- ☐ 親族の死亡や重病などの緊急の社会的ニーズのために葬儀や見舞いに出かける必要のある自宅隔離者/検疫者である
- ☐ 海外に滞在する親族の事故や深刻な病気など緊急で特別な理由で出国する
- ☐ 仕事
- ☐ 短期ビジネス
- ☐ 留学
- ☐ 外国人、または中国本土、香港、マカオの方の台湾からの出国
- ☐ 出国許可適応者の家族である
- ☐ 嚴重特殊伝染性肺炎中央流行疫情指揮センターによって承認済みである
- ☐ その他

出国日：____年____月____日

※検査日 (必須)：____年____月____日

搭乗航空便名：_____

検査結果の受け取り希望日およびその他の必要項目：_____

その他のご要望：_____

注：医療記録の機密性を確保するために、自費の COVID-19 検査報告書を直接受け取りに来られない方は、事前に「医療記録申請委任状」を作成する必要があります (署名またはハンコが必要)。

また、依頼人と依頼された方の双方の身分証も必要となります。

・詳細は裏面の「個人情報収集・処理・利用に関する同意書」の内容を参照してください。

※以下の検査時間帯からご希望の時間帯を選び、☒を入れてください。

三重地区 (エリア)

☐ 00:00~08:00 (検査結果を受け取る時間：☐お急ぎ…6 時間後 ☐一般…翌日 07:00 以降)

☐ 09:00~13:00 (検査結果を受け取る時間：☐お急ぎ…6 時間後 ☐一般…翌日 12:00 以降)

☐ 14:00~24:00 (検査結果を受け取る時間：☐お急ぎ…6 時間後 ☐一般…翌日 21:00 以降)

板橋地区 (エリア)

☐ 00:00~08:00 (検査結果を受け取る時間：一般…翌日 07:00 以降)

☐ 09:00~13:00 (検査結果を受け取る時間：一般…翌日 12:00 以降)

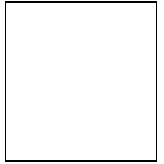
☐ 14:00~24:00 (検査結果を受け取る時間：一般…翌日 21:00 以降)

申請者の署名：_____

連絡先電話番号：_____

住所：_____

日付：____年____月____



検査のためにご来院の皆様へ

個人情報保護法（以下、個人情報法）第 6 条第 1 項の規定により、病歴の収集、処理、利用の際は、ご本人からの「当事者による同意書」が必要となっております。そのため、「自費による COVID-19 検査申請表」を記入する際、新北市立聯合醫院（以下当院）は法令に基づき以下の項目を告知しています。個人の権利の侵害を回避し、個人情報の合理的な使用を促進するため、以下の内容をお読み頂いたうえ、ご協力ください。

1. **個人情報の分類：** 個人情報法第 2 条により、個人情報とは、「本人の氏名、生年月日、国民身分証明書の統一番号、パスポート番号、特徴、指紋、婚姻状況、家族、学歴、職業、病歴、治療、DNA、性生活、健康状態、連絡先情報、経済状況、社会活動、および直接的または間接的に個人を特定できる資料」を指す。個人情報データとは、「システムの確立するため自動的にまたはその他の自動化されていない方法で検索、整理可能な個人情報の集合」を指す。収集とは、「いかなる方法による個人情報の取得」を指し、処理とは、「個人データの創設または個人情報利用するための記録、入力、保存、編集、修正、コピー、検索、削除、出力、およびリンクまた内部送信」を指す。利用とは、「収集された個人情報を処理以外の目的での使用」を指し、国際送信とは、「国境を越えた個人情報の処理または利用」を指す。公務機関とは、「中央または地方の政府機関または行政法人」を指し、非公務機関とは、「公務機関以外の個人、法人または団体」を指し、当事者とは「個人情報の本人」を指す。
2. **収集の目的：** 個人の治療経過の認識・各種医療費の請求や受け取り・医療費支払いの督促業務関連・予防医療業務・医療の関連研究・会計および関連業務・情報（通信）業務および情報データベースの管理・法律で義務付けられている医療サービスの収集、処理および利用・医療紛争処理関連業務・公益を高めることに寄与するための公的機関による法定の職務または非公的機関による必要な法定義務の履行および研究分析、事業の統計および調査分析等。
3. **個人情報のデータの利用期間、地域、対象および方法：**
 - (1) 期間：個人情報を特定の目的による収集保管期間は、関連法律の規制または契約書に定められている保管年数による（例：医療法、国有事業延滞債権の回収および不良債権処理関連の会計に関する補足規定）。
 - (2) 地域：当院と医療関連業務を有する国の医療機関の所在地。
 - (3) 対象：当院・公的および非公的機関・法律に基づく調査権限を有する機関または行政監督機関・当院と医療取引を行う機構および当院と協力関係があるまたは外国の委託する医療機関。
 - (4) 方法：自動化された機器による方法または他の自動化されていない方法。
4. **個人情報法第 3 条により、当事者は、当院保有の個人情報データに対して以下の権利を有する：**
 - (1) 当院に情報の照会またはコピーを請求する権利を有し、それに対して当院は医事法に基づき必要な費用を請求することができる。
 - (2) 当事者の適切な理由により当院に対して情報の補足または訂正することができる。
 - (3) 当事者は当院に対して個人情報の収集、処理また利用の停止を求めることができる。ただし、法定業務の遂行に必要な場合は、当院は当事者の要求に従わない場合がある。
5. 当事者は、個人情報に関連するデータを提供するか否かを選択する自由を有する。ただし、当事者が個人情報に関連するデータの提供を拒否した場合、当院は必要な検査および処理業務を行えなくなる。
6. 貴病院が私の個人情報を収集、処理、利用及び送受信することは「醫療院所健保卡上傳嚴重特殊傳染性肺炎作業之檢驗結果作業」に定められる目的および用途であることを理解したうえで、「自費による COVID-19 検査の申請書」に記入します。